

政務活動費支出伝票(一般)

17

会派名 市民クラブ

伝票番号 C-8

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和1年10月4日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先				支払金額	
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則				¥1,610	
摘要(品名)			数量	単価	金額
公文書の写しの作成費用(白黒)			161 枚	10	1,610
(調査研究のため)			枚		0
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管					1,610

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 001895

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
市民クラブ 会長 小野塚 裕夫 様				
年度	元	会 計	一 般	金 額
款	諸収入	項	雑 入	¥ 1,610-
目	雑 入	節	その他の雑入	
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
上記金額を領収しました。 平成 年 月 4日 函館市現金出納員 里村昌則 総務部文書法制課長 三浦 祐二				

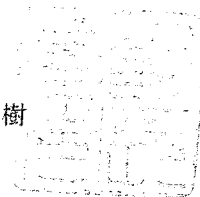
注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和元年(2019年)9月26日

市議会 市民クラブ  
会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工 藤 壽 樹



令和元年9月17日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和元年 10月 4日 10時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	保健福祉部地域包括ケア推進課	電話 21-3042
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別紙

○ 公文書の名称

- 1 医療法人社団善智寿会飯田前理事長に係る説明依頼に関する文書
  - (1) 令和元年7月23日決裁 福祉コミュニティエリアにかかる説明依頼について
  - (2) 令和元年8月2日供覧 福祉コミュニティエリアにかかる説明依頼に対する回答について（供覧）
- 2 福祉コミュニティエリア事業代表法人の事務本部長とのやりとりに関する文書
  - (1) 平成29年3月28日付け 日吉コミュニティエリア（飯田G関連施設）の再舗装等について
  - (2) 平成30年4月2日供覧 相談記録簿
  - (3) 平成30年4月13日付け 福祉コミュニティエリアについて

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 医療法人社団善智寿会飯田前理事長に係る説明依頼に関する文書
  - (2) 令和元年8月2日供覧 福祉コミュニティエリアにかかる説明依頼に対する回答について（供覧）中  
飯田善樹氏の生年月日および個人生活に関する記載
- 2 福祉コミュニティエリア事業代表法人の事務本部長とのやりとりに関する文書
  - (1) 平成29年3月28日付け 日吉コミュニティエリア（飯田G関連施設）の再舗装等について中  
法人の担当者名（本部長を除く。）および理事長の個人生活に関する記載
  - (2) 平成30年4月2日供覧 相談記録簿中  
法人の担当者名（事務本部長を除く。）
  - (3) 平成30年4月13日付け 福祉コミュニティエリアについて中
    - ア 「2 社会福祉法人善智会役員」中の備考欄の記載（飯田 善樹氏，飯田 美智子氏，草野 尚友氏および中野 有哉氏を除く。）
    - イ 「3 経過」中の理事長の個人生活に関する記載ならびに辞意を表明した理事の個人名および主張

当該情報については、特定個人の氏名、生年月日、居住地、職業、勤務先、地位、行動、主張および個人生活に関する情報が判明する情報であり、特定個人のプライバシーに関する情報、社会的活動に関する情報、思想信条等に関する情報およびその他個人生活に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

- 1 医療法人社団善智寿会飯田前理事長に係る説明依頼に関する文書
  - (1) 令和元年7月23日決裁 福祉コミュニティエリアにかかる説明依頼について中  
弁護士の名および事務所名
  - (2) 令和元年8月2日供覧 福祉コミュニティエリアにかかる説明依頼に対する回答について（供覧）中

弁護士の名、郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号および印影

当該情報については、当該事業を営む個人の取引先が判明する情報であり、当該事業を営む個人の営業活動上の秘密に関する情報であることから、これらを公開した場合、当該事業を営む個人の事業運営上支障をきたすおそれがあるため、また、弁護士の印影については、種々の重要な法的手続において使用されるものであることを踏まえると、これを公開した場合、これを用いて文書の偽造がされることなどにより、当該弁護士の権利または正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる情報であり、当該事業を営む個人の事業運営上支障をきたすおそれがあることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。



様式第1号



令和元年度

# 政務活動費支出伝票(一般)

# 19

会派名 市民クラブ

伝票番号 A-8

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和1年10月29日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先				支 払 金 額	
日経メディアマーケティング株式会社				¥8,555	
摘 要 ( 品 名 )			数 量	単 価	金 額
日経電子版(2019年10月分)			2 式	3,889	7,778
消費税			10 %		777
(調査研究のため)					

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

払込受領証  
 コンビニエンスストア用

払込人氏名  
 西館市議会市民クラブ

宛先コード  
 [REDACTED]

金額  
 8555 円

内消費税  
 777 円

受取人  
 日経メディアマーケティング株式会社

受領印  
 [REDACTED]

収入印紙貼付欄

受領日附印

お客様控

